

本答申と国際規格との差違(案)

番号	CISPR16-2-2 Ed1.2 (2005)の項および表題	差違	理由
1	(1 2) ITU-R 勧告 BS.468-4:音声放送における音声周波数雑音電圧レベルの測定	削除。	原規格の本文で引用されていないので削除。
2	3.6 エミッション	削除。	原規格では、「電磁エネルギーの発生現象」として定義しているが、本答申では、「妨害波」という意味で使用している。従って、原規格の定義は誤解を招くため、削除。
3	3.7 同軸ケーブル	削除。	本答申の利用者にとっては、周知の事実であるため、削除。
4	3.8 コモンモード電圧 (非対称妨害波電圧)	(各線に関する一線大地間電圧のベクトル和の1/2)を追加。	定義をわかりやすくするために、例示した。
5	3.12 重み付け	削除。	16-1-1 の答申にすでに規定されている。
6	3.13 連続妨害波 3.14 不連続妨害波	削除。	本答申では使用しないため、削除。
7	5 測定装置類の接続	擬似回路網、電圧・電流プローブおよびアンテナのような関連装置の接続に関する字句を削除し、表題を「吸	これらの装置類は、本答申の妨害波電力測定には不要。

番号	CISPR16-2-2 Ed1.2 (2005)の項および表題	差違	理由
		収クランプの接続」に変更。	
8	5.1 関連装置との接続 5.2 基準接地との接続 5.3 擬似電源回路網との接続	削除。	これらの装置類は、本答申の妨害波電力測定には不要。
9	6 e) 電圧プローブのインピーダンス規定	削除。	電圧プローブは、本答申の妨害波電力測定には不要。
10	6.1 供試装置以外からの妨害波	「なお、外来波レベルが規定レベルを超える場合には、適合性評価試験報告書に記載すること」を削除。	許容値を超える環境では測定すべきではない。
11	6.1.1 適合性試験	アンテナおよび電界強度に関する記述を削除。 帯域幅を減じた測定に関する記述も削除。 その他の記述を 6.1 に移動。	アンテナおよび電界強度に関する記述は、本答申の妨害波電力測定には不要。 帯域幅を狭めることは適合性評価試験の基本的要求条件に合致しない。
12	6.4 測定結果の解釈	表題を「測定結果の記録」に修正。	本項の記載内容に合わせるため。
13	6.4.1 連続妨害波	この項の全ての内容を 6.4 に移動し、項目を削除。	
14	6.4.2 不連続妨害波 6.4.3 妨害波の継続時間の測定	削除。	妨害波電力測定に関係のない項目なので、不要。
15	7.1 (吸収クランプ測定法) まえがき	「ただし妨害波電力測定法の的確な	本記述は、誤解を招くため削

番号	CISPR16-2-2 Ed1.2 (2005)の項および表題	差違	理由
		<p>モデルはないので、不確かさの考察や、放射妨害波測定法と妨害波電力測定法間の比較は難しい。」を削除。</p> <p>「吸収クランプに関する歴史的な背景については、付則 A に詳細を示す。」を削除。</p>	<p>除。</p> <p>歴史的背景は答申に馴染まない。</p>
16	7.2.3 被試験導線に対する要求事項	表題を、「電源線以外の外部導線に対する要求事項」に変更。	本項の記載内容に合わせるため。
17	7.3.3 吸収クランプ試験場の要求事項	「注 2 供試装置台及びアンテナ昇降台の要求条件と適性評価は CISPR16-1-3 Ed.2 に記載されているまた、その材料として、相対誘電率 $\epsilon_r < 1.5$ の材料を使用することが推奨されている。」を削除。	<p>アンテナ昇降台は、妨害波電力測定に使用しない。</p> <p>該当する CISPR publication に相対誘電率の規定はない。</p>
18	7.5.1 被試験導線	<p>注 1 の「クランプ基準点」を「クランプ移動台基準点」に修正。</p> <p>注 3 を削除。</p>	<p>注 1 については、明らかな字句の間違い。</p> <p>注 3 は、各国間の電源方式の違いに関する記述なので、不要。</p>
19	7.6.2 供試装置の配置	注の「製品委員会」を「製品規格を作る際は」に修正。	答申に相応しい用語に修正。
20	7.10 測定不確かさの評価	「測定装置の不確かさは適合判定	不確かさを適合判定に利用す

番号	CISPR16-2-2 Ed1.2 (2005)の項および表題	差違	理由
		<p>(7.11 項) に考慮しなければならない。すなわち、合意された U_{CISPR} 値を超える不確かさは適合判定に取り入れなければならない。吸収クランプ法の U_{CISPR} 値は 4.5 dB である。(CISPR16-4-2 4.1 項)」を削除。</p>	<p>るかどうかは製品規格の判断である。</p>
21	7.11 適合判定基準	<p>「U_{CISPR} 値 = 4.5 dB を超える不確かさは適合判定に取り入れること。適合判定基準の適用に関する指針は CISPR16-4-2 に示されている。」を削除。</p>	<p>不確かさを適合判定に利用するかどうかは製品規格の判断である。</p>
22	8.3 事前測定	<p>「放射妨害波の場合、断続的な尖頭値が背景雑音レベルより低いために検出することができない場合があるため、アンテナの偏波を変えて測定し直すこと。」を削除。</p>	<p>妨害電力測定に、アンテナは使用しない。</p>
23	8.4 測定データの絞り込み	<p>「その他のデータ絞り込みの例として、異なる検波器を用いて許容値に対する振幅の比較を順番に行う方法が CISPR 16-2-1 付則 C のフローチャートに示されている。データの絞り込みはソフトウェアツールで完全</p>	<p>単なる情報であり、答申に馴染まない。</p>

番号	CISPR16-2-2 Ed1.2 (2005)の項および表題	差違	理由
		<p>に自動的に行ってもよいし、測定者によって手動で行ってもよい。この作業は自動測定から独立して区分する必要はなく、事前測定の一部とみなしてもよい。</p> <p>ある特定の周波数範囲、特に FM 帯域では、音声による周囲雑音との判別法が非常に有効である。そのためには信号を復調して変調信号を聞き取れるようにする必要がある。事前測定の実行リストに多数の候補が含まれ、音声による判別が必要な場合、かなり時間のかかる作業となる。しかし、あらかじめ聴取すべき周波数帯がわかっている場合は、その帯域内の信号についてだけ聴取を行えばよい。本作業で絞り込まれた結果は、以後の測定のために別の候補リストに記録する。」を削除。</p>	
24	8.6 後処理と報告書の作成	「手順の最後は文書化に関するものである。測定値リストを分類・相互比較するソフトウェアは、測定者が	単なる情報であり、答申に馴染まない。

番号	CISPR16-2-2 Ed1.2 (2005)の項および表題	差違	理由
		<p>必要な報告書や文書を編集する場合に助けとなる。尖頭値、準尖頭値、平均値の各振幅値を補正し、分類や選択に利用できるようにしておくこと。これらの処理結果は、別の出力リストとして保存するか、あるいは統合してひとつのリストとして文書化や次のステップの処理が行われる。」を削除。</p>	
25	付則 A	削除。	歴史的背景は答申に馴染まないため削除。